

共済福祉会ほほえみ訪問介護センター 訪問介護事業運営規程

制定	平成 12 年 4 月 1 日	改定	平成 19 年 4 月 1 日
改定	平成 13 年 4 月 1 日	改定	平成 19 年 12 月 1 日
改定	平成 14 年 7 月 1 日	改定	平成 21 年 7 月 8 日
改定	平成 15 年 4 月 1 日	改定	平成 23 年 4 月 1 日
改定	平成 16 年 2 月 9 日	改定	平成 24 年 1 月 16 日
改定	平成 16 年 5 月 1 日	改定	平成 26 年 2 月 17 日
改定	平成 16 年 12 月 21 日	改定	平成 27 年 8 月 1 日
改定	平成 17 年 4 月 1 日	改定	平成 30 年 4 月 1 日
改定	平成 18 年 4 月 1 日	改定	令和 7 年 4 月 1 日

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 共済福祉会が開設する共済福祉会ほほえみ訪問介護センター（以下「ほほえみ訪問介護センター」という。）が行う訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護（要支援）状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の目的）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者（要支援者）等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 共済福祉会ほほえみ訪問介護センター
- (2) 所在地 田方郡函南町平井 717-38

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 4人以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

年中無休とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く

（2）営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

（3）サービス提供時間

午前6時から午後10時までとする。

（4）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

（1）身体介護

（2）生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（1）通常の事業の実施地域を越え、片道10キロメートル未満 1回/ 500 円

（2）通常の事業の実施地域を越え、片道10キロメートル以上 1回/1,000 円

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、函南町、伊豆の国市(旧韮山町・旧伊豆長岡町南江間)、三島市大場、三島市東大場とする。

（身体拘束の禁止）

第8条 事業所は、指定サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（虐待の防止）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための次の各号に掲げる措置を講ずる。事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

事業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

（秘密保持）

第 10 条 社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に基づき、個人情報の取り扱いを行うとともに、以下のとおりとする。

- （1） 本事業所の管理者及び職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- （2） 管理者及び職員等は退職後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

（衛生管理）

第 11 条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（苦情処理）

第 12 条 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

（緊急時における対応方法）

第 13 条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（事業継続計画の策定）

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策の強化)

第 15 条 事業所内外において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修等 研修計画表・会議計画表に基づき定期的実施する。

2 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。退職後においても秘守義務を遵守するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 共済福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

「共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター」
函南町介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）運営規定

制定 平成29年 4月 1日 改定 令和7年 4月 1日
改定 平成30年 4月 1日

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人共済福祉会が設置する「共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター」

（以下「事業所」という。）において実施する函南町介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態を踏まえながら利用者の自立した生活を促す支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4 訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

5 前4項のほか、「函南町介護予防・日常生活支援総合事業実施要領」（平成29年函南町 第20号）及び「函南町通所型サービス事業実施要領」（平成29年函南町第17号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス(独自)の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター
- (2) 所在地 田方郡函南町平井717-38

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス(独自)の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 訪問事業責任者 1名以上

- ・必要に応じ訪問型サービス個別計画等の作成を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状態についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

(3) 訪問介護員 3名以上(非常勤職員3名以上)

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、介護予防ケアマネジメント等に基づき訪問型サービス提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービス A の内容)

第 7 条 事業所で行う訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）の内容は次のとおりとする。

- (1) 必要に応じ訪問型サービス個別計画等の作成
- (2) 生活援助に関する援助
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯
 - ③住居の掃除
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な日常生活に関する支援

(利用料等)

第 8 条 訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）を提供した場合の利用料の額は、「函南町訪問型サービス事業実施要綱」（平成 29 年函南町第 号）上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - (1) 事業所から片道 10 キロメートル未満 500 円
 - (2) 事業所から片道 10 キロメートル以上 1,000 円
- 3 前 2 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 4 訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明し支払いに同意を得た上で、利用契約を締結する。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、函南町内の区域とする。

(衛生管理等)

第 10 条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従事者は、訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス(独自)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス(独自)の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス(独自)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス(独自)の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス(独自)に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス(独自)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とするものとする。

（身体拘束の禁止）

- 第 14 条 事業所は、指定サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（虐待の防止）

- 第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための次の各号に掲げる措置を講ずる。事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
事業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

（秘密保持）

- 第 16 条 社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に基づき、個人情報の取り扱いを行うとともに、以下のとおりとする。
 - （1） 本事業所の管理者及び職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
 - （2） 管理者及び職員等は退職後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

（衛生管理）

- 第 17 条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - （1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第 18 条 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(緊急時における対応方法)

第 19 条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事業継続計画の策定)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策の強化)

第 21 条 事業所内外において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低 5 年間は保存するものとする。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人共済福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第23条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一か月前までに、次に掲げる事項を函南町へ届け出ることとする。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

障害者総合支援法に基づく共済福祉会ほほえみ訪問介護センター
事業運営規程
居宅介護

制定 平成29年4月1日

改定 令和 7年4月1日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共済福祉会が設置する共済福祉会ほほえみ訪問介護センター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、障害者等（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、適正な居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境にに応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を適正かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な居宅介護等のサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は、保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

4 全三項のほか、障害者総合支援法及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 共済福祉会ほほえみ訪問介護センター

(2) 所在地 静岡県田方郡函南町平井 717-38

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員、サービス提供責任者兼務）

管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名以上（常勤職員、うち1名は管理者兼務）
サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者 3名以上（非常勤職員 3名以上）
従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする、
- (4) サービス提供時間 午前6時00分から午後10時00分までとする。
- (5) 上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護等を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

（居宅介護等の内容）

第7条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護等の計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介助
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助
 - キ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事

(4) 前各号に掲げる便時に付帯する便宜

(2) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者ら受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項又は法第30条第2項の規定により算定された介護給付費若しくは特例介護休部費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道10キロメートル未満 500円

(2) 事業所から片道10キロメートル以上 1,000円

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(利用者負担額に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令第17第1項に規定する負担上限月額、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、函南町・三島市(大場・東大場)の全域とする。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業所は、指定サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 事業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- 5 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

（秘密保持）

第12条 社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に基づき、個人情報の取り扱いを行うとともに、以下のとおりとする。

- （1）本事業所の管理者及び職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- （2）管理者及び職員等は退職後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

（衛生管理）

第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行等の必要な措置を応ずるものとする。

（事業継続計画の策定）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護等に関する利用者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により静岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件が提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは居宅会議等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は静岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は静岡県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45項）第83号に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又あっせんのできる限り協力するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第14条 事業所内外において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 研修計画表・会議計画表に基づき定期的実施する。

2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の盛り込むものとする。

4 事業所は他の居宅介護等事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共済福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。